



島根県報

平成17年10月25日(火)
号外 第 102 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

| | | |
|-----------------------------|---------|---|
| 島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 | (税 務 課) | 1 |
| 島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則 | (健康推進課) | 2 |

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第118号)

1 規則の概要

- (1) 老人保健法等の規定に基づく検診の用に供する自動車に係る自動車税の課税免除基準に関する規定を追加することとした。(第76条の2関係)
- (2) 自動車の運転に関する教習の用に供する自動車に係る自動車税の課税免除基準に関する規定を追加することとした。(第76条の3関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則(規則第119号)

1 規則の概要

- (1) 普通調整交付金の額の算定方法を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 特別調整交付金は、医療費の適正化に資する事業の実施に関するもの等に対し知事の定めるところにより交付することとした。(第3条関係)
- (3) 平成17年度から平成19年度における普通調整交付金の額について所要の経過措置を設けることとした。(附則第2項 - 第4項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第118号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第76条の2を第76条の4とし、第76条の次に次の2条を加える。

(老人保健法等の規定に基づく検診の用に供する自動車に係る自動車税の課税免除)

第76条の2 条例第46条第6号の規定に該当する自動車(結核予防法(昭和26年法律第96号)の規定に基づく検診の用に

供する自動車を除く。)に対しては、条例第47条第1項第3号ア及びbに規定する税率で課すべきその年度分の自動車税額に相当する額を、当該年度分の自動車税額から控除して得た額を免除する。

(指定自動車教習所が所有する自動車の運転に関する教習の用に供する自動車税の課税免除)

第76条の3 条例第46条第10号の規定に該当する自動車に対しては、当該自動車と、乗用車にあつては総排気量等が、トラックにあつては最大積載量等が、バスにあつては乗車定員が同一である条例第47条第1項第1号ア、第2号ア又は第3号アに掲げる営業用の自動車に対して課すべきその年度分の自動車税額に相当する額を、当該年度分の自動車税額から控除して得た額を免除する。

2 法附則第12条の3第1項に規定する自動車に係る前項の規定の適用については、同項中「課すべきその年度分の自動車税額に相当する額」とあるのは、「課すべきその年度分の自動車税額に相当する額を条例附則第19項第1号の規定により読み替えられた税額」とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第119号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成17年島根県条例第66号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通調整交付金)

第2条 条例第2条第2項の規定により、県が市町村に対して交付する普通調整交付金の額は、各市町村につき、次に掲げる額の合算額とする。

(1) アからウまでに掲げる額の合算額の100分の6に相当する額

ア 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号。以下「省令」という。)第4条第1項第1号イに掲げる額(同条第2項から第6項までの規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定を適用して算定した額)から次項に掲げる額を控除した額

イ 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額から当該期間における国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額と同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額

ウ 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要した費用の額

(2) アに掲げる額をイに掲げる額で除した額に、法第72条の2第2項の規定に基づく島根県国民健康保険調整交付金(以下「国民健康保険調整交付金」という。)の総額から前号に掲げる額と次条に規定する特別調整交付金の額との合計額を控除した額を乗じて得た額

ア 当該市町村の省令第3条に規定する普通調整交付金の交付申請額

イ 各市町村のアに掲げる額の合計額

2 条例第2条第2項第2号アの規則で定める額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 前々年度の法第70条第3項に規定する基準超過費用額

(2) 法第72条の2の2第1項の規定による繰入金の2分の1に相当する額

(特別調整交付金)

第3条 条例第2条第3項の規定により、県が交付する特別調整交付金は、次に掲げるものに対し知事の定めるところにより交付する。

- (1) 医療費の適正化に資する事業の実施に関するもの
- (2) 法第76条第1項の規定による保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。）の収納率の向上に資する事業の実施に関するもの
- (3) 保健事業の実施に関するもの
- (4) その他特別な事情によるものであって知事が必要と認めるもの

(事業の区域に変更を生じた場合の取扱い)

第4条 保険者の事業の区域の全部又は一部が当該保険者以外の保険者（以下「新保険者」という。）の事業の区域となった場合（4月1日において保険者の事業の区域の全部又は一部が新保険者の事業の区域となった場合を除く。）における新保険者に対して交付する当該年度の国民健康保険調整交付金の額については、当該区域と新保険者のその他の区域とを区分し、その区域ごとに新保険者を別個の保険者とみなして算定するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、国民健康保険調整交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における第2条の規定の適用については、同条第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同号イ中「老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額から当該期間における国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額」とあるのは「老人保健法（昭和57年法律第80号）第55条第1項に規定する概算医療費拠出金の額から退職被保険者等概算医療費拠出金相当額（同条第3項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第70条第1項第2号に規定する退職被保険者等加入割合をいう。）を乗じて得た額をいう。）」と、同号ウ中「介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要した費用」とあるのは「介護保険法（平成9年法律第123号）第152条に規定する概算介護給付費納付金」と、同条第2項第2号中「法第72条の2の2第1項の規定による繰入金」とあるのは「法第72条の2の2第1項の規定による繰入金と法附則第12項の規定による繰入金の合計額」とする。
- 3 平成18年度における第2条第1項の規定の適用については、同項第1号イ中「老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金の納付に要した費用の額から当該期間における国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額」とあるのは「老人保健法（昭和57年法律第80号）第55条第1項に規定する概算医療費拠出金の額から退職被保険者等概算医療費拠出金相当額（同条第3項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第70条第1項第2号に規定する退職被保険者等加入割合をいう。）を乗じて得た額をいう。）」と、同号ウ中「介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要した費用」とあるのは「介護保険法（平成9年法律第123号）第152条に規定する概算介護給付費納付金」とする。
- 4 平成19年度における条例第2条第2項の規定により県が市町村に対して交付する普通調整交付金の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、各市町村につき、第1号に掲げる額、第2号に掲げる額から第3号に掲げる額を控除した額及び第4号に掲げる額の合算額とする。
 - (1) 第2条第1項第1号に掲げる額の100分の6に相当する額

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 平成19年1月1日から同年12月31日までの間における概算医療費拠出金（老人保健法第55条第1項に規定する概算医療費拠出金をいう。以下同じ。）の額の100分の6に相当する額

イ 平成17年1月1日から同年12月31日までの間における概算医療費拠出金の額が当該期間の確定医療費拠出金（老人保健法第56条第1項に規定する確定医療費拠出金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 アに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額（同法第54条第2項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の100分の4に相当する額を控除した額

ウ 平成17年1月1日から同年12月31日までの間における概算医療費拠出金の額が当該期間の確定医療費拠出金の額に満たない場合 アに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の100分の4に相当する額を加算した額

(3) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 平成19年1月1日から同年12月31日までの間における退職被保険者等概算医療費拠出金相当額（老人保健法第55条第3項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合（法第70条第1項第2号に規定する退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の100分の6に相当する額

イ 平成17年1月1日から同年12月31日までの間における退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が当該期間の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額（老人保健法第56条第3項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合 アに定める額から、その超える額とその超える額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の100分の4に相当する額を控除した額

ウ 平成17年1月1日から同年12月31日までの間における退職被保険者等概算医療費拠出金相当額が当該期間の退職被保険者等確定医療費拠出金相当額に満たない場合 アに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る医療費拠出金調整金額との合計額の100分の4に相当する額を加算した額

(4) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 平成19年1月1日から同年12月31日までの間における概算介護給付費納付金（介護保険法第152条に規定する概算介護給付費納付金をいう。以下同じ。）の額の100分の6に相当する額

イ 平成17年1月1日から同年12月31日までの間における概算介護給付費納付金の額が当該期間の確定介護給付費納付金（介護保険法第153条に規定する確定介護給付費納付金をいう。以下同じ。）の額を超える場合 アに定める額から、その超える額とその超える額に係る介護給付費納付金調整金額（同法第151条第2項の規定の例により算定した額をいう。以下同じ。）との合計額の100分の4に相当する額を控除した額

ウ 平成17年1月1日から同年12月31日までの間における概算介護給付費納付金の額が当該期間の確定介護給付費納付金の額に満たない場合 アに定める額に、その満たない額とその満たない額に係る介護給付費納付金調整金額との合計額の100分の4に相当する額を加算した額